

第28回長崎県地方港湾審議会

福江港港湾計画書

—改訂—

平成10年2月

福江港港湾管理者

本計画書は、

- ・昭和62年12月長崎県地方港湾審議会
- ・昭和63年 2月港湾審議会第122回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成7年7月長崎県地方港湾審議会
- ・平成8年8月長崎県地方港湾審議会

の議を経た福江港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	3
III	港湾施設の規模及び配置	4
1	公共ふ頭計画	4
2	フェリーふ頭計画	5
3	水域施設計画	5
4	外郭施設計画	6
5	小型船だまり計画	6
6	臨港交通施設計画	7
IV	港湾の環境の整備及び保全	8
1	港湾環境整備施設計画	8
V	土地造成及び土地利用計画	9

I 港湾計画の方針

福江港は、九州北西海上にある五島列島の最南端、福江島の北東岸に位置する離島港湾であり、昭和26年9月重要港湾に指定された。

本港は、従来より五島列島の表玄関として栄え、一般消費物資の集散基地、並びに本土及び周辺離島のためのターミナル基地、沿岸漁業等のための基地として重要な役割を果たしてきており、平成8年における港湾取扱貨物量は、内貿141万トン（うちフェリー92万トン）船舶乗降旅客数は72万人に達している。

多くの島嶼部を有する長崎県は、離島振興策を県の主要施策として掲げ、その積極的推進を図っているところである。特に五島地域においては、九州本土との時間距離の克服と交流促進のための基幹交通網の整備、恵まれた自然環境、歴史的文化遺産を生かした地場産業の活性化と広域的観光の振興及び定住・交流条件向上のための生活環境の改善等が主要課題とされている。

このような中で、本港は、長崎航路や博多航路をはじめとするフェリーの拠点港であり、フェリーの大型化に対応した施設の早期整備などの要請が寄せられている。

このような情勢に対応するため、平成20年代前半を目標年次とし、以下のように港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂するものである。

- 1) 福江島と九州本土とを結ぶフェリー船舶の大型化に対応するため、フェリーふ頭の再開発を進める。
- 2) 福江島における物資の流通拠点として、R O / R O 船に対応した機能の確保を図る。
- 3) 港湾における快適な環境を創造するため、^{おおはと}大波止地区において緑地等の親水空間の確保を図る。
- 4) 多様な機能が調和し、連携する質の高い空間の形成を図るため、港湾陸域50ha、海域120haからなる港湾空間を以下のように利用する。

- ①大波止地区、丸木地区中央部、大津地区北側を物流関連ゾーンとする。
- ②大波止地区フェリーふ頭周辺を人流関連ゾーンとする。
- ③大波止地区北西側、丸木地区北東側、南西側及び大津地区西側を船だまりゾーンとする。

II 港湾の能力

目標年次における取扱貨物量、入港最大標準船型、港湾利用者数を次のように定める。

取扱貨物量	内 貿 (うちフェリー)	160万トン (うち100万トン)
	合 計	160万トン
	入港最大標準船型	1万G／T級
港湾利用者数	旅客施設利用者	80万人

III 港湾施設の規模及び配置

港湾の能力に適切に応ずるとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾施設の規模及び配置を以下のとおり計画する。

1. 公共ふ頭計画

大波止地区

RO/RO船及び官公庁船等の係留のため、公共ふ頭を次のとおり計画する。

水深5.5m 岸壁1バース 延長25m (船首尾係船岸)

水深4.5m 岸壁1バース 延長80m

ふ頭用地 1ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

既定計画

水深4.5m 岸壁1バース 延長80m

ふ頭用地 1ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

2. フェリーふ頭計画

大波止地区

本土連絡フェリーの大型化に対応するため、フェリーふ頭を次のとおり計画する。

水深7.5m 岸壁2バース 延長400m（公共）

小型さん橋 2基（公共）（既定計画）

ふ頭用地 5ha（旅客施設用地及び荷捌施設用地）

また、小型さん橋1基を移設し、さらに小型さん橋1基及び中防波堤80mを撤去する。

既定計画

水深7.5m 岸壁1バース 延長178m（公共）

水深6.5m 岸壁1バース 延長153m（公共）

小型さん橋 2基（公共）

ふ頭用地 4ha（旅客施設用地及び荷捌施設用地）

また、小型さん橋1基を移設し、さらに小型さん橋1基及び中防波堤80mを撤去する。

3. 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、航路及び泊地を次のとおり計画する。

3-1 航路

既定計画どおりとする。

既定計画

大波止地区 大波止航路 水深4～7m 幅員45m

3-2 泊地

大波止地区 水深 7.5 m 面積 17 ha
水深 4~7 m 面積 1 ha
水深 5.5 m 面積 3 ha

なお、これに伴い天神防波堤 70 m を撤去する。

既定計画

大波止地区 水深 7.5 m 面積 15 ha
水深 4~7 m 面積 1 ha
水深 6.5 m 面積 2 ha
水深 5.5 m 面積 3 ha

なお、これに伴い天神防波堤 70 m を撤去する。

4. 外郭施設計画

既定計画どおりとする。

既定計画

丸木地区 2号防波堤 延長 530 m (うち 480 m 既設)
防波堤 延長 130 m
大津地区 3号防波堤 延長 600 m (うち 495 m 既設)
防波堤 延長 60 m

5. 小型船だまり計画

既定計画どおりとする。

既定計画

大波止地区 小型さん橋 1 基

6. 臨港交通施設計画

既定計画どおりとする。

既定計画

道路

臨港道路大津2号線

起点 大津ふ頭 終点 臨港道路大津1号線 2車線

臨港道路大津3号線

起点 大津ふ頭 終点 県道大浜福江線 2車線

IV 港湾の環境の整備及び保全

港湾の環境の維持及び改善を図るとともに、多様な機能が調和し連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾の環境の整備保全を次のとおり計画する。

1. 港湾環境整備施設計画

港湾の環境の整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

大波止地区 緑地 1 ha

〔既定計画
　　大波止地区 緑地 1 ha〕

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

[単位 : ha]

用 途 地区名	ふ 頭 用 地	港 湾 関 連 用 地	都 市 機 能 用 地	交 通 機 能 用 地	緑 地	合 計
丸木地区	5	1	8	1	2	16
大波止地区	(3) 7	3		1	(1) 1	(4) 12
大津地区	5	11	3	2	1	22
合 計	(3) 17	15	10	3	(1) 4	(4) 50

注1. () は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2. 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

既定計画

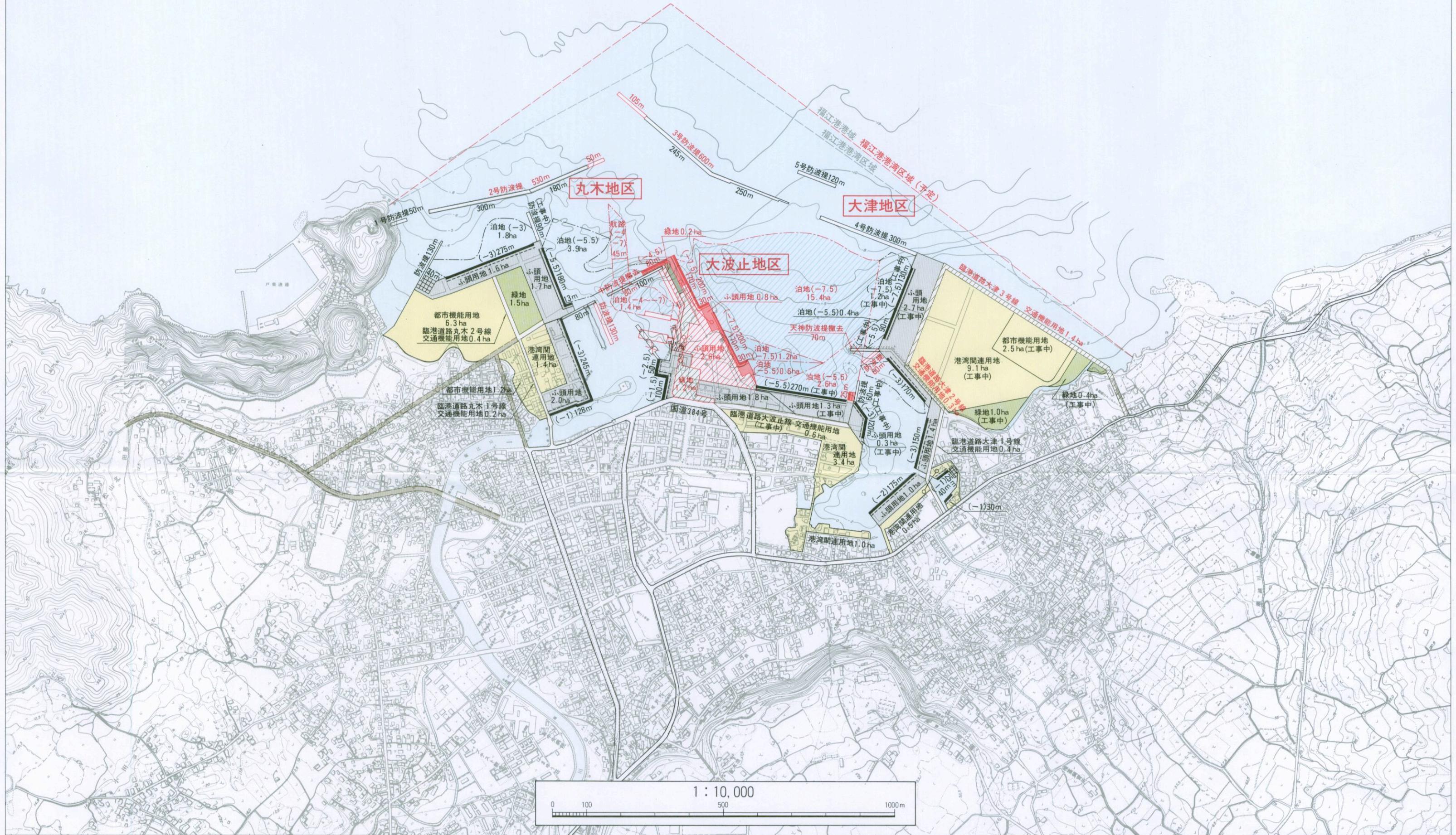
[単位 : ha]

用 途 地区名	ふ 頭 用 地	港 湾 関 連 用 地	都 市 再 開 発 用 地	都 市 機 能 用 地	交 通 機 能 用 地	緑 地	合 計
丸木地区	(3) 5	1	(6) 8		(1) 1	(2) 2	(12) 16
大波止地区	(4) 6	3			1	(1) 1	(4) 11
大津地区	(3) 5	(4) 5	(5) 5	(3) 3	(1) 2	(1) 1	(17) 22
合 計	(10) 16	(4) 10	(12) 13	(3) 3	(2) 3	(3) 4	(33) 49

注1. () は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2. 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

福江港港湾計画図



凡 例	
航路・泊地 (今回計画) 既定計画) (既設)	緑地 (既定計画) (既設)
外郭施設 (既定計画) (既設)	交通機能用地 (臨港道路) (既設)
公共岸壁 (今回計画) (既設)	交通機能用地 (計画) (その他道路) (既設)
公共物揚場 (既設)	その他の用地 (既設)
小型さん橋 (既定計画)	撤去 (既定計画)
ふ頭用地 (今回計画) (既定計画) (既設)	

